

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法
振興局 07：空知 市町村 20：上砂川町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕（注1）
		林班	小班	（ha）	
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	15	全域	107.61	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		16	全域	74.74	
		17	全域	78.20	
		18	全域	78.96	
		19	全域	90.32	
		20	全域	37.80	
		21	全域	104.24	
		合計		571.87	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	15	全域	107.61	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		16	全域	74.74	
		17	全域	78.20	
		18	全域	78.96	
		19	全域	90.32	
		20	全域	37.80	
		21	全域	104.24	
		合計		571.87	
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）		該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	1	1～15、19～39、43～47、51～59	45.04	主伐林齢：標準伐期齢以上
		3	33、40～45、47	5.50	伐採率：70%以下
		10	23、24	5.09	その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		合計		55.63	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	42、48～50	1.92	主伐林齢：標準伐期齢以上
		3	20	0.88	伐採率：30%以下又は40%以下
		9	24、25	1.00	その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		25	10、11、15、17、22、23、38、39	4.40	
		合計		8.20	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
		合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし		
		合計		0.00	

（注1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注2）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

（注3）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上